

# 国が見据える自治体の今後

1 ページ

「シリーズ行財政改革④」今回は、視点を変え、国は将来の自治体行政をどうみているかを紹介するとともに、それを踏まえた町の改革の視点について説明します。

## 自治体の今後

令和4年の全国の出生数の見込みは、およそ77万人となり、国の想定を上回るペースで少子化が進んでいる実態が明らかになってきました。平成30年に公表された「自治体戦略2040 構想研究会」の報告書によれば、自治体行政について、「人口増加を前提としてきた制度や運用は、人口減少下では、そのまま適用しても所期の効果を発揮できない可能性が高い」とし、「少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面している」旨の報告がなされています。

そのうえで「自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるような基盤であり続けなければならない」とし、人口減少を背景に進む社会の機能不全の克服に向けた新たな自治体行政の基本的な考え方が示されています。

## 直面している危機

労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足 → **社会の機能不全**

▼ 克服に向けて

### 人口縮減社会でも住民サービスを提供し続けられる新たな自治体行政への転換

- ・スマート自治体（※）への転換
- ・公共私の新しい協力関係の構築 など

（※）スマート自治体：業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボット技術の活用等により、人口減少局面や超デジタル社会に最適化された自治体

## 日の出町における取組みの視点

自治体ごとに濃淡はありつつも、ほとんどの自治体で人口縮減に起因する課題を抱えることが予想されます。町としては、町の実情に合わせた実効性の高い持続可能な取組みを推進していきます。行財政改革の計画期間は令和5年度から9年度の5ヶ年とし、具体的な取組項目については現在検討中ですが、次のような視点で整理を進めています。

合理化・効率化	持続可能な行政サービスの実現に向けた行政の合理化・効率化	新学校給食センターの共同設置など
財政健全化	人口減少・高齢化による収支構造の変化を踏まえた持続可能な財政運営	予算の再配分など
見直しと充実	時代に即した行政サービスへの転換に向けた事業の見直しと充実	福祉単独施策等の見直しなど
組織・人事管理	限られた人的資源の最適な配分と資質向上	機構改革・働き方改革など
自治体DX	町の規模や状況等に合わせたDXの推進	各種証明書のコンビニ交付サービスの推進など
協働の推進	新たな社会的需要への対応を見据えた協働の構築	官民官学の連携など

## 【申請にあたっての注意点】

- ・未来わくわく支援金は雑所得として扱われ、課税の対象となります。
- ・町及び教育委員会が所管する、保護者に支払義務のある費用について滞納が認められた場合は、未来わくわく支援金から優先的に滞納額を徴収します。
- ・こどもの生計を主に維持している方（原則、児童手当の受給者）が途中で変わった場合は、受給者の変更手続きが必要となりますので、子育て福祉課窓口へお申し出ください。

## 青少年育成支援金 → 未来旅立ち支援金 に変わります

## 【支給額】

中学校を卒業するこどもに対して1人につき10万円（一時金）

※令和5年度に限り、高校2年生・3年生年代のこどもにも10万円を支給。

## 【支給要件】

- ・日の出町に引き続き1年居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者
  - ・上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者
- ※支給月の属する年の1月1日において、日の出町に住所を有する方に支給。

## 【支給月】

令和5年5月を予定（令和5年度高校1年生・2年生・3年生年代のこどもの保護者対象）

※令和6年度高校1年生年代の保護者に対しては、令和6年3月に支給予定。

## 【支給方法】

指定口座へ振り込み

## 【申請方法】

令和5年3月下旬頃に該当の方へ支給申請書および返信用封筒を送付します。必要事項を記載のうえ、提出期限までに返信用封筒にて返送してください。

## 【申請にあたっての注意点】

- ・未来旅立ち支援金は一時所得として扱われ、課税の対象となります。
- ・届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、町が届出者に連絡・確認できない場合に、未来旅立ち支援金が支給されないことがあります。

## 青少年医療費助成 → 高校生等医療費助成（マル青） に変わります

高校生年代の医療費助成については、令和5年4月受診分から、医療証を提示することで原則窓口負担がなくなります。（マル乳・マル子と同様になります。）

制度の詳細につきましては、広報ひので1月号をご覧ください。

## 【申請方法】

- ・対象の方へは、令和4年12月下旬に申請書類を送付しております。（現在中学3年生でマル子医療証をお持ちの方は自動的に切り替えるため、申請書類の送付はしておりません。）
- ・マル青医療証の送付は令和5年3月頃を予定しております。

**※重要！** 令和5年3月までに医療機関を受診した分の医療費については、令和5年4月以降も旧制度（青少年医療費助成：申請による償還払い）での申請となります。

## 令和5年4月から 子育て支援に関する独自の制度が変わります

日の出町では、現在、効率的で安定した行財政運営の確立と、実効性が高く持続可能な行政サービスの提供を目指した行財政改革に取り組んでおります。時代の変化やニーズの多様化に合わせ、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を再配分することで行政サービスを再構築する「福祉単独施策の見直し」のなかで、子育て支援についても見直しを行いました。

こどもが対象となる支援については、減額となるものもありますが、廃止とはせず、国や都の制度動向を踏まえ次世代育成クーポン・青少年育成支援金・青少年医療費助成は新たな制度へと変更し、継続してまいります。

日の出町が未来に向かって進んでいくために、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。※詳細については、令和4年10月17日発行の広報日の出「シリーズ行財政改革【特集号】未来への一歩」をご確認ください。

## 次世代育成クーポン → 未来わくわく支援金 に変わります

## 【交付額】

こども1人につき月額5,000円（令和5年度に限り、月額7,000円）

※こども（出生児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）

## 【支給要件】

- ・日の出町に引き続き1年居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者
- ・上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者（※原則、児童手当を受給されている方です）

**※重要！** 支給を受ける方について、今までは保護者間で受け取る方をお選びいただきましたが、他の制度との整合性を図るため、こどもの生計を主に維持している方（原則、児童手当の受給者）に変更となります。このため、こどもが2人以上の場合に保護者間で分けて受給することや、期ごとの申請者の変更はできません。

## 【支給月】

4月～7月分 → 8月、8月～11月分 → 12月、12月～3月分 → 4月

・初回の振り込みは、令和5年8月中旬を予定しております。

## 【支給方法】

指定口座へ振り込み

## 【支給停止となる方】

申請者本人または配偶者に、前年度以前に賦課された町税、国民健康保険税、学童クラブ育成料及び保育所等の利用者負担額（保育料）につきまして滞納がある方は支給停止となりますので、心当たりのある方は早めの解消をお願いします。

**※重要！** 支給停止となる滞納判定期間が、前年度賦課以前2年から前年度賦課以前すべてに変更となります。

## 【申請方法】

令和5年2月下旬頃に該当の方へ認定請求書および返信用封筒を送付します。必要事項を記載のうえ、提出期限までに返信用封筒にて返送してください。